



# 金 沢 市 公 報

号外第3号の12

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●教育委員会規則		○金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 (地域教育センター) 5
○金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 1		○金沢市社会教育委員事務局規則等の一部を改正する規則 (教育総務課) 5
○金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 ( " ) 1		○教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則 ( " ) 6
○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 ( " ) 3		●教育委員会訓令甲
○金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (学校職員課) 5		○金沢市教育委員会事務局文書管理規程 (教育総務課) 6
		○教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程及び金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程 ( " ) 6

## 教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

### ●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則(平成12年教育委員会規則第4号)を次のように改正する。

第2条第2号中「教育機関」の次に「(金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例(平成20年条例第1号)本則第1号アからウまでに掲げる教育機関を除く。)」を加え、同条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とする。

第3条第1項第8号中「前条第15号」を「前条第14号」に改める。

第4条第1項中「並びに補助執行規則第2条第1項に規定する事務」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

### ●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事務局等	課 等	係
事務局	教育総務課	企画庶務係 施設管理係 学校事務係

	教育施設等整備室 学校職員課 学校指導課  生徒指導支援室 生涯学習課  家庭教育振興室 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	学校給食係  学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 学力向上対策係  企画庶務係 地域教育係  図書館総務係
教育プラザ	学校教育センター	教育相談係 研修係

第2条第2項中「部等」を「教育プラザ」に改め、「応じ」の次に「、事務局等に次長等を」を加える。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「部長等」を「教育プラザの長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

第4条を削る。

第5条の見出し中「学校教育部」を「事務局」に改め、同条中「学校教育部の各課等又は」を「事務局の各課等又は」に改め、同条の表中

		12 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項 13 他の部に属しない事項	を
		12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	に、
	学力向上対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項	を
生徒指導支援室		1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項	
	学力向上対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項	
生徒指導支援室		1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項	
生涯学習課	企画庶務係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項	
		2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 市民憲章に関する事項 6 他係に属しない事項	
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項	

		4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。）	に
家庭教育振興室		1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	
中央公民館		1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項	
キゴ山ふれあい研修センター		1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項	
図書館総務課	図書館総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項	
玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館		1 金沢市図書館規則に定める事項	

改め、同条に次の1項を加える。

2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

事務局等・課等・係		分 掌 事 務
教育プラザ		1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項
学校教育センター	教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 3 他係に属しない事項
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項

第5条を第4条とする。

第6条及び第7条を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）を次のように改正する。

第2条第6号を削り、同条第7号中「規則」を「金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育



山ふれあい研修センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

(金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正)

第1条 金沢市立小学校、中学校管理規則(昭和46年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「金沢市教育委員会事務局における文書取扱規程(昭和27年教育委員会訓令甲第1号)」を「金沢市教育委員会事務局文書管理規程(令和3年教育委員会訓令甲第1号)」に改める。

(金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正)

第2条 金沢市立工業高等学校管理規則(昭和46年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「金沢市教育委員会事務局における文書取扱規程(昭和27年教育委員会訓令甲第1号)」を「金沢市教育委員会事務局文書管理規程(令和3年教育委員会訓令甲第1号)」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育プラザ条例施行規則(平成15年教育委員会規則第8号)を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則

第1条中「規則は、」の次に「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)における」を加える。

第2条から第6条までを削る。

第7条第2号中「教育プラザ」を「金沢市教育プラザ」に改め、同条を第2条とし、第8条を第3条とする。

第9条を削り、第10条を第4条とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市社会教育委員事務局規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市社会教育委員事務局規則等の一部を改正する規則

(金沢市社会教育委員事務局規則の一部改正)

第1条 金沢市社会教育委員事務局規則(昭和25年規則第21号)を次のように改正する。

第1条中「教育委員会生涯学習部生涯学習課」を「教育委員会生涯学習課」に改める。

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とする。

別表金沢市長土堀青少年交流センター所長印の項及び教育プラザ地域教育センター所長印の項を削る。

(金沢市教育委員会職員職名規則の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会職員職名規則(昭和28年教育委員会規則第6号)を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「部長 総括施設長 担当部長」を「次長 総括施設長 担当次長」に改め、同条第2項中「、部」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第7号

教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 教育委員会事務の補助執行に関する規則(平成13年教育委員会規則第3号)
- (2) 金沢市文化財保護条例施行規則(昭和48年教育委員会規則第10号)
- (3) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(昭和52年教育委員会規則第1号)
- (4) 金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則(平成9年教育委員会規則第1号)
- (5) 金沢市青少年野外体験施設条例施行規則(平成12年教育委員会規則第26号)
- (6) 金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則(令和元年教育委員会規則第1号)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令 甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

金沢市教育委員会事務局文書管理規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

金沢市教育委員会事務局文書管理規程

金沢市教育委員会事務局における文書の管理については、別に定めるものを除くほか、金沢市文書管理規程(令和3年訓令甲第1号)の例による。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 金沢市教育委員会事務局における文書取扱規程(昭和27年教育委員会訓令甲第1号)は、廃止する。

●金沢市教育委員会訓令甲第2号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程及び金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程及び金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

(教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程(昭和48年教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

別表中央公民館、キゴ山ふれあい研修センター又は長土堀青少年交流センターに勤務する職員の項中「、キゴ山ふれあい研修センター又は長土堀青少年交流センター」を「又はキゴ山ふれあい研修センター」に改め、同表地域教育センターに勤務する職員の項を削る。

(金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程の一部改正)

第2条 金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程(平成16年教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「学校教育部長」を「教育次長」に改める。

第11条中「学校教育部学校職員課」を「学校職員課」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年(2021年)3月31日 印刷  
令和3年(2021年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄